

第8章 亀居遺跡の調査

I 遺跡の立地と環境

亀居遺跡は、入間川の支流新河岸川に注ぐ福岡江川の谷頭部に位置している。標高 25～26 m で現谷底との比高差は 5 m を測る。本遺跡をのせる北側の台地は急傾斜をなすが、対岸の南側は緩やかな斜面を形成している。遺跡の時期は、旧石器時代及び縄文時代中期前葉で、特に後者は周辺では類例の少ない単一集落である。江川南遺跡の立地とあわせて台地の奥に形成された中期前葉の遺跡のあり方として特異な様相が窺える。遺跡周辺は、土地区画整理事業により区画道路が縦横にとりつけられ、宅地化が進んでいる。

1977 年の最初の調査から 2014 年 12 月現在まで 74 地点で調査され、縄文時代中期前半の住居跡 16 軒、屋外埋甕 2 基、集石土坑 99 基、土坑、ピット多数が確認されている。

遺物は阿玉台式、勝坂式土器が主体で一部五領ヶ台上層期の土器片も出土している。

II 亀居遺跡第 65 地点

(1) 調査の概要

調査はふじみ野市立中央公民館江川分館建設に伴う

もので、ふじみ野市長より 2011 年 4 月 5 日付けで「埋蔵文化財事前協議書」が市教育委員会に提出された。申請地は遺跡範囲内に位置するため、遺構の存在を確認する試掘調査を実施した。

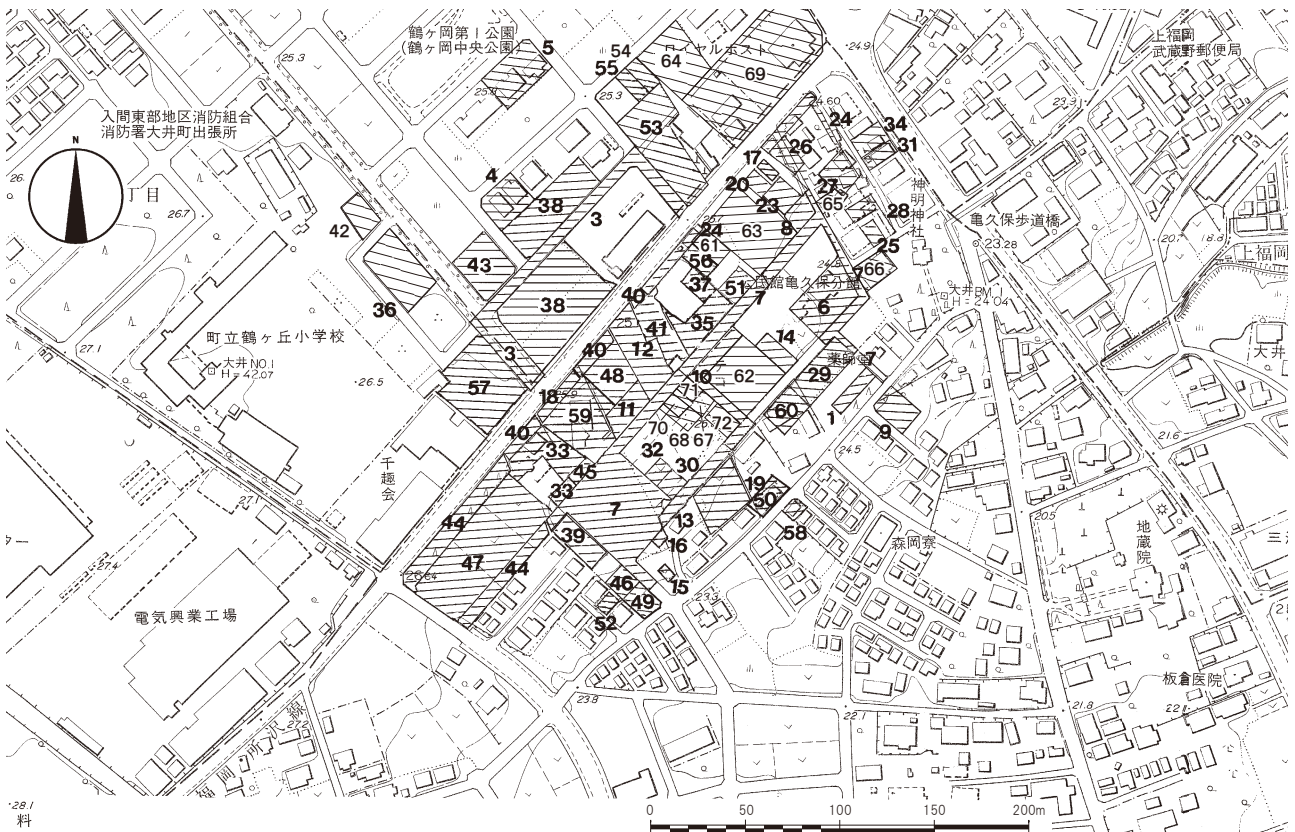
試掘調査は 2011 年 4 月 25 日、26 日に、幅約 1.5 m のトレンチ 3 本を設定。重機で表土除去後、人力による表面精査を行ったが、遺構・遺物は確認されなかった。写真撮影・平板測量による全測図作成等記録保存を行ったうえ埋め戻し、調査を終了した。なお、旧石器時代の確認調査はしていない。

III 亀居遺跡第 66 地点

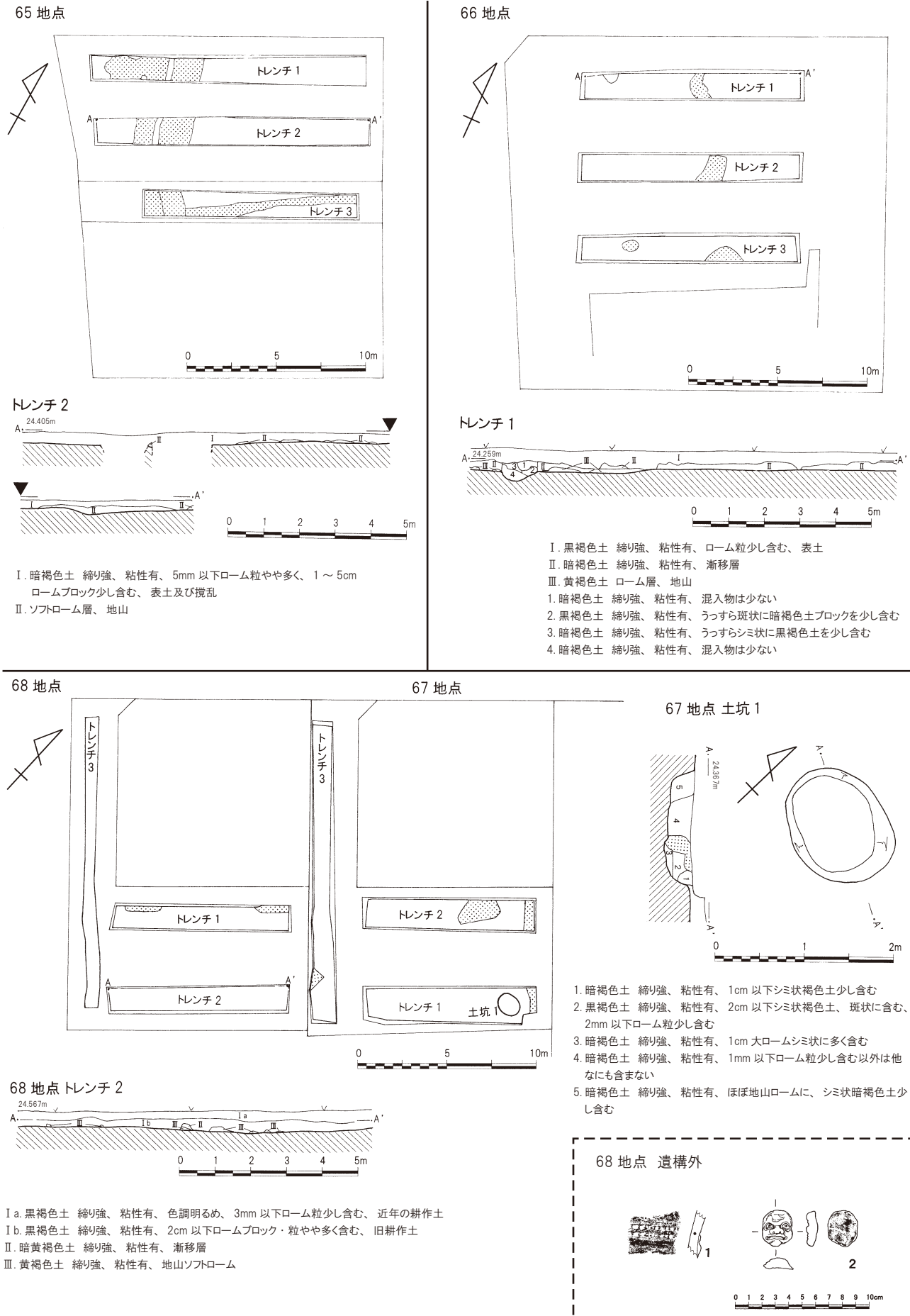
(1) 調査の概要

調査は亀久保神明神社社務所建設に伴うもので、原因者より 2011 年 6 月 27 日付けで「埋蔵文化財事前協議書」が市教育委員会に提出された。申請地は遺跡範囲内に位置するため、試掘調査を実施した。

試掘調査は 2011 年 7 月 15 日～19 日に、幅約 1.5 m のトレンチ 3 本を設定。重機で表土除去後、人力による表面精査を行ったが、遺構・遺物は確認されなかった。写真撮影・平板測量による全測図作成等記録



第 40 図 亀居遺跡の地形と調査区 (1/4,000)



第41図 亀居遺跡第65～68地点遺構配置図(1/300)、土層(1/150)、土坑(1/60)、出土遺物(1/4)

保存を行ったうえ埋め戻し、調査を終了した。なお、旧石器時代の確認調査はしていない。

IV 亀居遺跡第 67 地点

(1) 調査の概要

調査は個人住宅建設に伴うもので、原因者より 2011 年 7 月 28 日付けで「埋蔵文化財事前協議書」が市教育委員会に提出された。申請地は遺跡範囲内に位置するため、試掘調査を実施した。

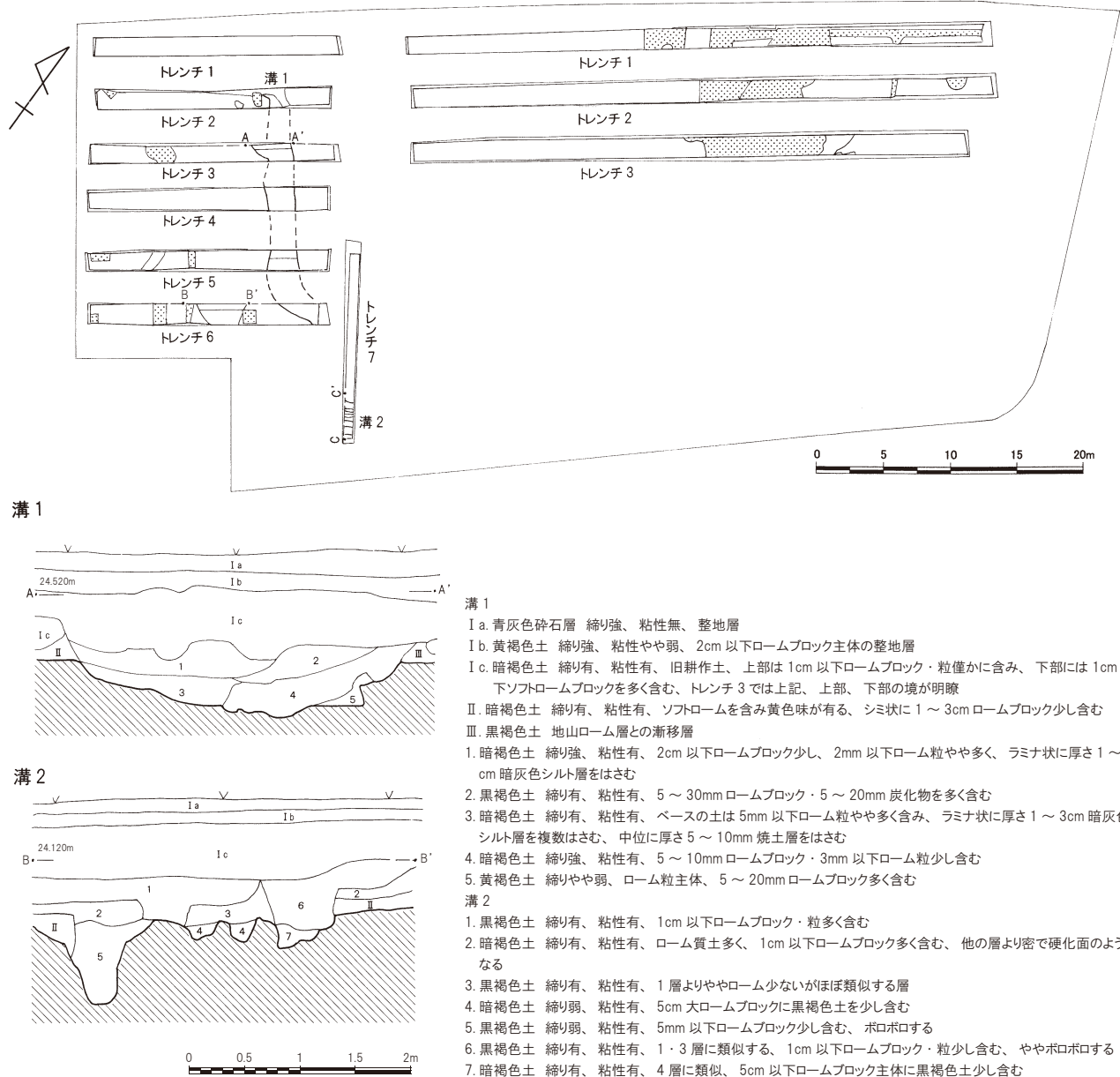
試掘調査は 2011 年 8 月 1 日～8 日に、幅約 1.5 m と 2 m のトレンチ 3 本を設定。重機で表土除去後、人力による表面精査を行った。縄文時代とみられる土坑 1 基を確認、検出した。土坑の平面形態は楕円形で、確認面径 134×109 cm、底径 110×82 cm、深さ 35.9

cm である。写真撮影・平板測量による全測図作成等記録保存を行ったうえ埋め戻し、調査を終了した。なお、旧石器時代の確認調査はしていない。

V 亀居遺跡第 68 地点

(1) 調査の概要

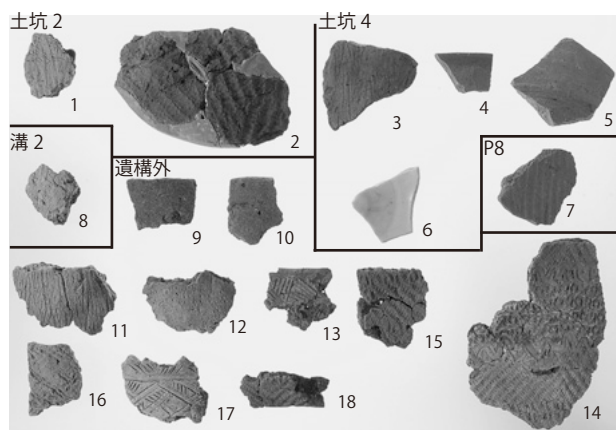
調査は個人住宅建設に伴うもので、原因者より 2011 年 7 月 29 日付けで「埋蔵文化財事前協議書」が市教育委員会に提出された。申請地は第 67 地点の西側隣接地であるため、試掘調査を実施した。試掘調査は 2011 年 9 月 1 日に、幅約 1.5 m のトレンチ 3 本を設定。重機で表土除去後、人力による表面精査を行ったが、遺構は確認されなかった。遺物は表土出土である。1 は竹管状工具による 2 列の押し引き文は沈線状



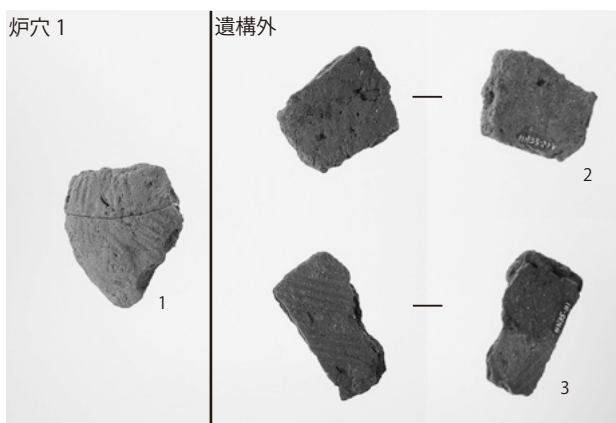
第 42 図 亀居遺跡第 69 地点遺構配置図 (1/500)、土層 (1/150)



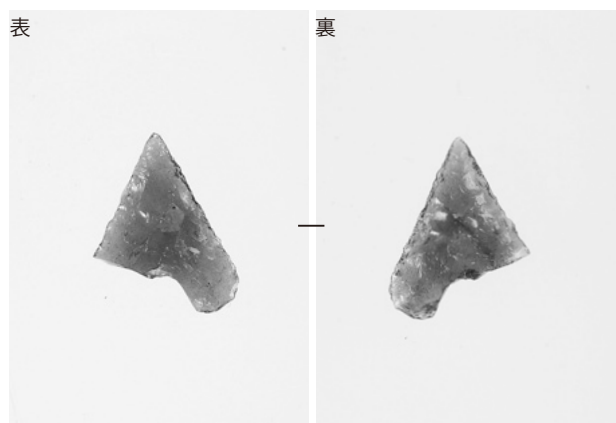
長宮遺跡第 39 地点トレンチ 1



長宮遺跡第 33 地点土坑 2・4、溝 2、遺構外出土遺物



長宮遺跡第 35 地点炉穴、遺構外出土遺物



長宮遺跡第 35 地点遺構外出土遺物 No.4



亀居遺跡第 65 地点調査風景



亀居遺跡第 65 地点トレンチ 2



亀居遺跡第 66 地点調査風景



亀居遺跡第 66 地点トレンチ 1・2